

河川協力団体関東協議会 第8回関東ミーティング

2013年、河川法の一部改正により、「河川協力団体制度」が導入され6年が経過しました。本制度は、「河川協力」を河川管理者に協力して行う河川工事や維持、調査、研究から川ゴミ清掃、啓発、教育活動等幅広い内容で捉え、加えてそこに費用を負担しようとするものです。河川協力団体は、全国で278団体(うち、都道府県指定7団体)、関東地方整備局管内(直轄区間)では31団体が指定されています(2018.3現在)。

この制度の運用を推進する目的で、有志により河川協力団体全国協議会を結成するとともに、その地域協議会の一つである「河川協力団体 関東協議会」を2015年7月に立ち上げ、緩やかなネットワークとして、継続的な意見交換の場(関東ミーティング)を設けてきました。

昨年度は最初に指定を受けた団体が5年目の更新期を迎え、手続きや制度の運用状況等について、制度導入に至る経過や目的についてなど、改めて課題が表出しています。また、気候変動による近年の水害の大規模化、頻発により、環境保全と防災、減災、災害復旧のあり方など、緊急性を伴う課題に対する住民の関わり、とくに河川協力団体の役割や可能性など、改めて考える必要があります。

今年度の関東ミーティングは、上記のような課題を踏まえ、ゲストスピーカーを招き、勉強会を合わせた全体討論を行い、課題を整理します。それを受けて第9回は拡大ミーティングとして、「環境保全と災害-市民の役割-」をテーマとするシンポジウムを行います。いずれも関東地方各地の現状、課題を持ち寄り、提案につなげる議論にしたいと考えます。

◇主催：河川協力団体 関東協議会

◇日時：2020年1月25日(土) 13:30~16:50

◇場所：東京文化会館 小会議室 (東京都台東区上野公園 5-45)

◇プログラム

13:30 開会・主旨説明、進行について(菅谷)

13:35 話題提供

① 河川協力団体制度導入の経過と目的

山道 省三(河川協力団体全国協議会)

② 河川協力団体への処方箋について-質の高い官民連携の河川管理の実現を目指して
(資料紹介：事務局)

③ 全国河川樹木一斉伐採問題について

斉藤 光明(NPO法人オリザネット)

④ 参加団体からの報告(各5分程度)と話題提供を受けた全体討論

*とくに2018年度補正予算による流下阻害対策のための河川敷の樹木伐採や、2019年10月水害の状況及び対応等についてご報告ください

*シンポジウム「環境保全と災害-市民の役割」(2/22)の議論に向けた課題の整理、共有をめざします。

(途中、休憩)

16:50 閉会 ※会場撤収にご協力ください

17:00~ 交流会 ※会費制、希望者のみ

◇主 催:河川協力団体関東協議会

◇事務局:NPO 法人多摩川センター



河川 公益財団法人河川財団による
基金 河川基金の助成を受けています。

「河川協力団体」に関する 第8回関東ミーティング

主催:河川協力団体 関東協議会

日時:2020年1月25日(土)13:30~16:50

会場:東京文化会館 小会議室

参加者(順不同・敬称略)

所属	氏名	河川協力団体	関東協議会	備考
新河岸川水系水環境連絡会	菅谷 輝美	指定	○	関東協議会 代表幹事
	藤井 由美子			
	小林 一己			
NPO法人 あらかわ学会	三井 元子	指定	○	関東協議会 幹事
NPO法人 エコロジー夢企画				
みずとみどり研究会	佐山 公一		○	関東協議会 幹事
NPO法人 荒川クリーンエイドフォーラム	今村 和志	指定	○	
NPO法人 鴻巣 こうのとりを育む会	宮川 午太郎	指定	○	
川と水を楽しむプロジェクト	佐藤 鷹介		○	
NPO法人 多摩川センター	山道 省三	指定	○	関東協議会 幹事
NPO法人 全国水環境交流会	堺 かなえ			全国協議会 代表 事務局
NPO法人 オリザネット	斉藤 光明			
NPO法人 砧・多摩川あそび村	上原 幸子			

次回

【シンポジウム「環境保全と災害－市民の役割－」(第9回 関東ミーティング)】

◇日時:2020年2月22日(土)13:30~16:50

◇場所:東京文化会館 大会議室(東京都台東区上野公園5-45) ※案内図参照

◇内容(予定):・話題提供

① 河川協力団体制度の処方箋-質の高い官民連携の河川管理の実現を目指して
坂本 貴啓(土木研究所自然共生研究センター 専門研究員)

*ほかにテーマに沿った話題提供者(河川管理者、研究者等)を2名程度予定

・全体討論(話題提供や第8回ミーティングの内容を踏まえて行います)

◇主催:河川協力団体 関東協議会

◇呼びかけ対象(予定):河川協力団体 関東協議会 会員(団体)ほか、関東地域の河川協力団体及び市民団体、市民、国土交通省 関東地方整備局及び管内事務所 担当者等

※終了後は、希望者により懇親会を行います。

※河川協力団体 関東協議会の(団体)会員の方には、助成金より交通費を補助いたします。詳しくは事務局までお問い合わせください。



河川 公益財団法人河川財団による
基金 河川基金の助成を受けています。

1. 河川法の一部改正による河川協力団体制度の成立の背景

(1) 河川法改正前夜

① 河川審議会答申 1995年（H7）「今後の河川環境のあり方」

- 多様な生物の生息環境づくり
- 健全な水循環系の確立
- 川と地域の関係の再構築

② 建設省京浜工事事務所提言（1999年）

『パートナーシップで始める<いい川>づくり』

資料①

③ 河川法改正

：治水（M29）、利水（S39）、河川環境の整備と保全（H9）が法の目的となる

(2) 河川法改正（H9）以降

① 河川審議会答申「河川における市民団体等との連携のあり方」
（2000, H12）

資料②・③

② 河川法一部改正による河川協力団体制度（2013, H25）

資料④・⑤・⑥

資料①『パートナーシップで始める<いい川>づくり』提言要旨

(1999. 流域交流懇談会/建設省京浜工事事務所)

しくみづくりに向けての提言

基本姿勢

提言1

川づくり・流域づくりにかかわる市民(団体)・企業・自治体・河川管理者のパートナーシップの構築

(1) パートナーシップの必要性

しくみづくりに向けての課題を解決するために、四者のパートナーシップによって実践していくことが不可欠である。

- ・市民(団体)・企業・自治体・河川管理者が川・流域にかかわる様々な活動(啓発・実践・教育など)を活性化させる。
- ・四者それぞれが各セクター内での交流を深め連携を強化する。
- ・四者相互の信頼関係を基礎として連携・協調を推進する。

(2) パートナーシップを築く条件

① 四者相互の信頼関係構築の観点から

- 公明性の確保のための情報公開
- 誰でもが気軽にアクセスできる開かれた状態
- 関係者の合意によって柔軟に対応
- それぞれが果たすべき役割の実行

② <いい川>づくりの観点から

- 水系・流域の視点で活動の企画・運営・調整
- 川にかかわる情報を相互に収集・提供
- 相互の資源(場・情報・人材・資金等)交流
- 川で生じるさまざまな問題への対応窓口
- 水の利用者、広い視野

目 標

提言2

パートナーシップを実現する5つのしくみ

<いい川>づくり推進システムの実現

<いい川>づくりを推進し、四者のパートナーシップを実現する <いい川>づくり推進システム

- **合意形成システム** ・市民(団体)・企業・自治体・河川管理者四者が恒常的に話し合う場の設置
- **情報システム** ・川、流域にかかわる様々な情報(行政情報、市民情報等)を総合的に収集管理・公開するしくみ
- **人材育成システム** ・市民の自発的・自立型の活動をサポートするための川のコーディネーター育成・派遣
- **資金システム** ・自前の活動資金の確保と自発的な市民活動の支援
- **サポート集団の形成** ・様々な役回りでそれぞれの仕組みを支える人々、他の4つのシステムを結びつけ、一つの全体システムとして機能させる要

取 り 組 み

提言3

<いい川>づくりを実現する具体的な3つ方策

緩やかな合意形成の場づくり
「流域懇談会」の設置

- ・四者の緩やかな合意形成の場とし、議論は公開を原則とする
- ・四者の協力関係を築き、積み上げ、継続させることを目指す

自立し継続した活動拠点の整備
「流域活動センター」

- ・川づくり・地域づくりの情報を発信する
- ・<いい川>を担う人々の交流サロン・意見交換の場
- ・市民(団体)・企業・自治体・河川管理者をつなぐコーディネーター
- ・市民の日常的な活動拠点「暮らしの水辺」とネットワーク
- ・市民活動への資金支援

市民(団体)による <いい川>
づくりの実践
市民活動活性化、支援事業の創設

- ・市民(団体)の日常的な活動を通じての調査事業
- ・川の学習促進事業
- ・自主的な川の利用調整を行う制度の運用
- ・市民参加による環境保全活動促進事業

資料② 河川審議会答申

※国土交通省HP

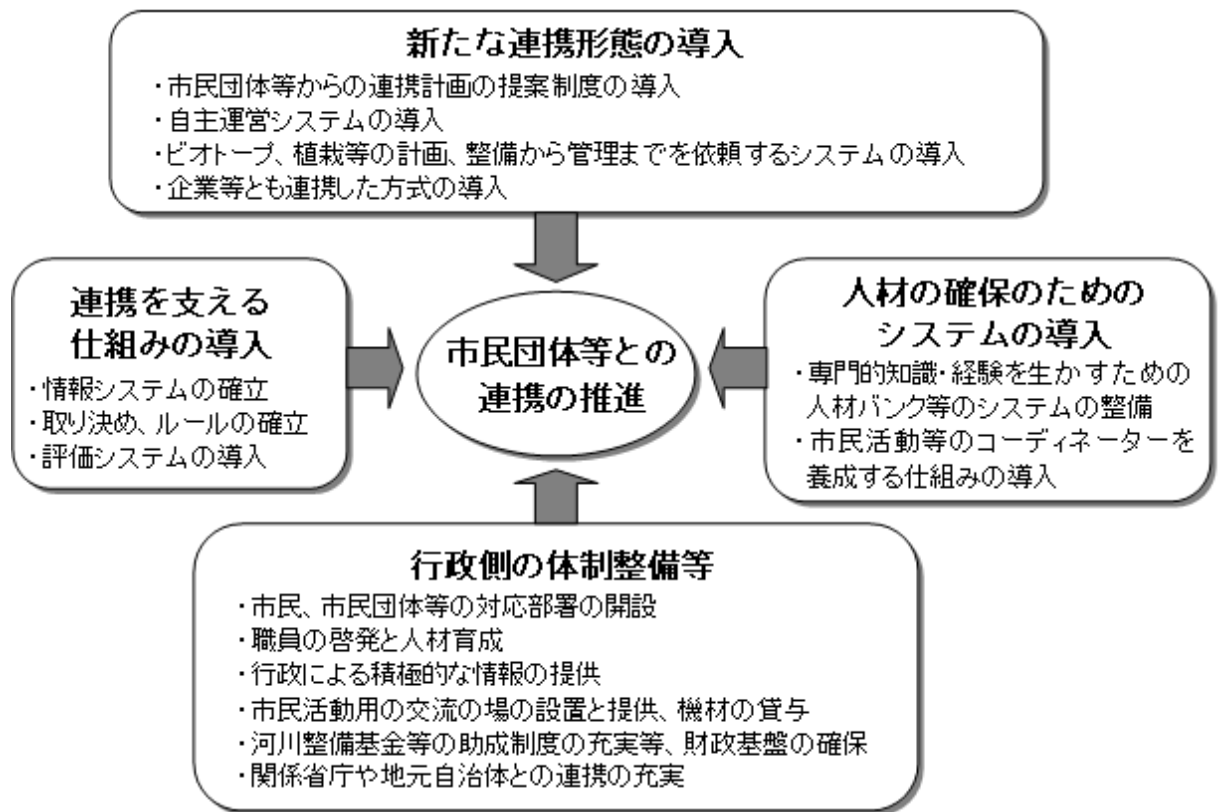
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/past_shinngikai/shinngikai/shingi/index.html

(2020/1/24 取得)

- 「水災防止小委員会答申（今後の水災防止のあり方について）」（平成 12 年 12 月 22 日）
- 「河川審議会計画部会中間答申（流域での対応を含む効果的な治水のあり方）」
（平成 12 年 12 月 19 日）
- 「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」 （平成 12 年 12 月 19 日）
- 「総合的な土砂災害対策のための法制度の在り方について」 （平成 12 年 2 月 3 日）
- 「川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」 （平成 12 年 1 月 21 日）
- 経済・社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について （平成 12 年 1 月 21 日）
- 「河川における今後の情報化に向けた施策はいかにあるべきか」（平成 11 年 8 月 5 日）
- 「河川管理に関する国と地方の役割分担について」 中間答申 （平成 11 年 8 月 5 日）
- 「新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について」 （平成 11 年 3 月）
- 21 世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について （平成 8 年 6 月 28 日）

資料③-1

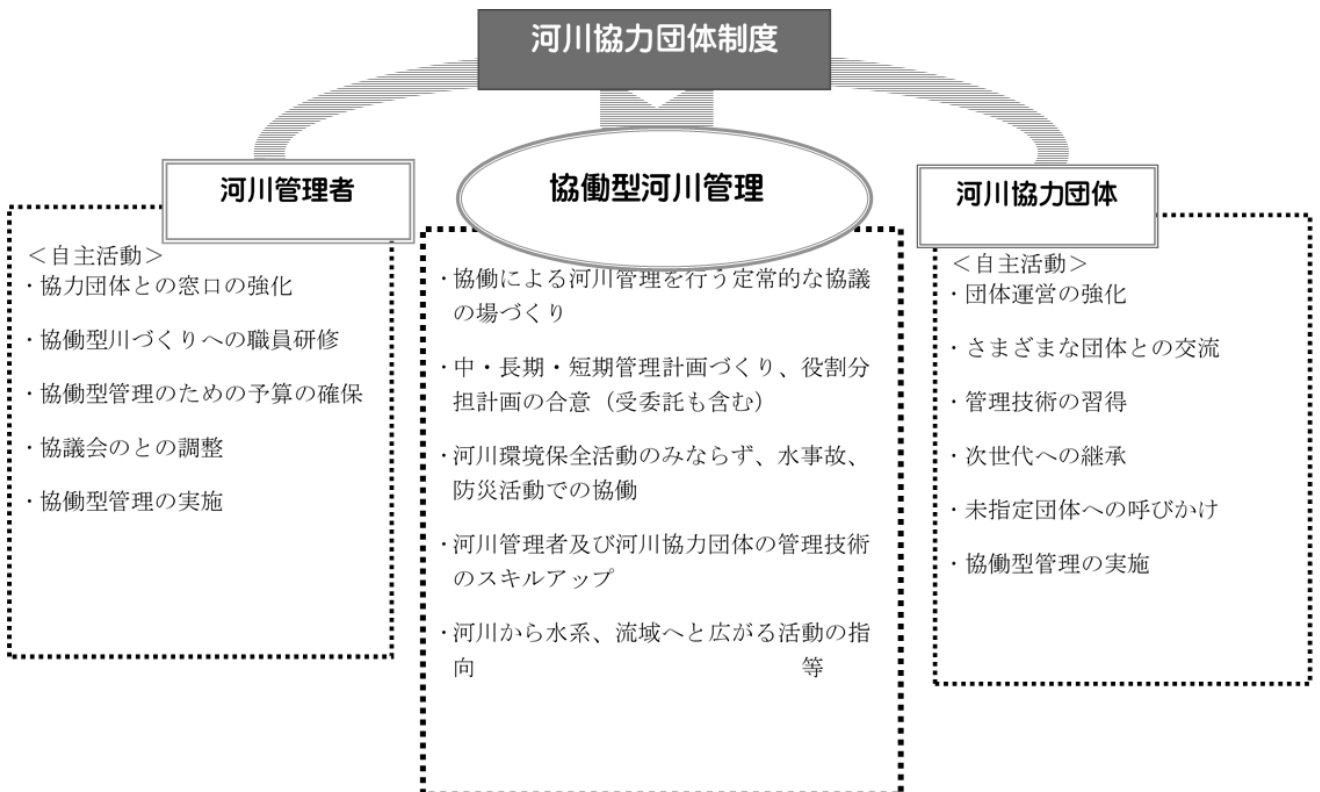
◆河川における市民との連携にむけた「今後とるべき具体的な方策」



出典：河川審議会答申「河川における市民団体等との連携のあり方について」 建設省(当時), 2000年

資料③-2 河川協力団体制度の構造

(2017 山道)



- ・質問:大河原 雅子(参議院議員 民主党)
- ・答弁:足立 敏之(国土交通省 水管理・国土保全局長)

1. 水防協力団体・河川協力団体について

(1) 水防協力団体

・質問

- ① 平成 17 年に導入された水防協力団体が現在、2 団体しかない。どう考えているか？

・答弁

- ① 市民の水防活動への認知度が低いため。
- ② 水防協力団体の指定対象を一般社団法人、一般財団法人、NPO に限定している点。
- ③ 水防活動参加への水防技術、知識の習得が必要なため。
- ④ 今回の改正で水防協力団体への参加範囲を、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会といった組織、ボランティア団体等、範囲を広げた。

・質問

- ① 参加団体の範囲を広げることは良いが、費用等の支援等はどう考えているか？

・答弁

- ① 水防協力団体の活動に関する資器材の購入は、防災、安全交付金制度を市町村を通じて水防協力団体に助成する。
- ② 例えば水防倉庫等の設置に関する河川法上の手続きを簡素化し、河川管理者との協議で可能となる。

・質問

- ① こういう施設は運営上ギリギリで行っている。厚生労働省とも協議して充実してもらいたい。

(2) 河川協力団体

- ① 河川協力団体の指定方法、業務内容はどうか考えているか。

・答弁(足立局長)

- ① 河川協力団体候補は河川管理に関係の深い活動を自発的に行っている NPO、企業、法人格のない自治会、ボランティア団体等、法人、任意団体等を広く想定している。
- ② 業務内容は、河川敷の清掃、美化活動、除草、ビオトープの整備、管理、ゴミの不法投棄の監視、河川敷の利用状況の調査、河川に生息する動植物の調査、環境教育に関する取組み等を考えている。

・質問

- ① 河川協力団体への支援もしっかりやって欲しい。河川管理への NPO の参加は有意義と思う。ただし、位置づけ、役割を明確にし、下請的な発想にならない様にして欲しい。具体の支援策はあるか？

・答弁

- ① 河川協力団体の指定を受けると、河川管理者から必要な情報の提供、指導、助言を行うことができるようになっている。
- ② 河川協力団体の活動として、工作物の新築、土地の掘削等も河川法上の許可など、河川管理者との協議により可能となるよう手続きを簡素化した。
- ③ 一部の作業については、河川管理者から委託ができるようにして、活動の実費相当を河川管理者が支出できるようにした。さらに協議し、しっかり支援できる制度に充実したい。

・質問

- ① 河川協力団体の指定については、入口で縛るのではなく、活動を評価する仕組みを検討して欲しい。外部有識者、市民参加の下で評価する仕組み等、公明正大に行って欲しい。指定された団体とされなかった団体の分断や差別化が起こらないようにして欲しい。

(以上)

※この水防法及び河川法の改正案は、2013 年 6 月 5 日の参議院本会議で成立した。7 月中旬より施行される予定(山道)

資料⑤ 今後の“いい川”づくり協働型河川管理の推進方策 ～ “いい川” をテーマにしたこの20年の経過 ～

2019.10 山道

1993年(H5)

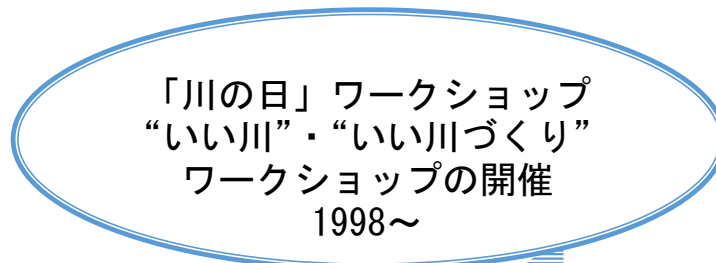
1995年(H7)

1997年(H9)

1998年(H10)～

河川審議会答申「今後の河川環境のあり方について」

河川法改正



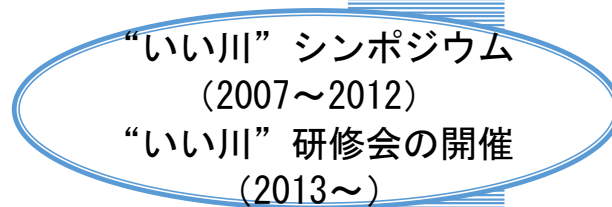
2000年(H12)

河川審議会答申「河川における市民団体等との連携方策のあり方」

2006年(H18)

多自然川づくり

2007年(H19)

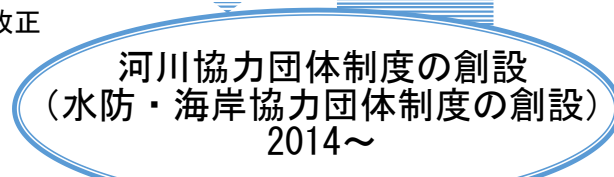


2013年(H25)

河川審議会答申「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」

2014年(H26)

河川法・水防法の一部改正



2015年(H27)

河川審議会答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」

～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築～

「全国水環境交流会」発足、「全国水環境シンポジウム & 交流会」を2006年まで毎年実施(13回)開催

(目的)

- ・官民の情報交換、交流
- ・“いい川”のイメージの共有
- ・“いい川”づくりのビジョンの共有
- ・新たな川の活動団体の参加促進
- ・山、川、まち、海との活動連携

(目的)

- ・新人職員、コンサルタント、学生、住民への“いい川”啓発
- ・多自然川づくりを契機とした“いい川”づくりの推進
- ・民・官・企・学の“いい川”づくりスキルアップ
- ・地域における継続的、常設的研修会の開催 等

(目的)

- ・川や水の活動団体との協働型管理体制づくり
- ・住民、市民団体の活動資金の確保と世代交代
- ・環境保全活動と防災活動の一体化
- ・森川里(町)海の広域ネットワークづくり 等

川ガキの増殖による“いい川”づくりの実践

河川環境
の整備と保全

- 河川環境を回復し、川と地域住民の関係を再構築する
⇒ 祭り、行事、水利用、
協働の河川管理(河川協力団体)
- 日常的な川体験を重ね、川の恐さ、楽しさを体得する
⇒ 自然、災害との付き合い方、畏敬の念の醸成

防災・減災
意識の醸成

- ある日、川の異変に気づく
⇒ 自然災害、社会災害の回避
- 自ら危険回避行動を起こす ⇒ 自主防災
- 自分で自分の身を守る意識・技術の醸成と獲得

協働で
安心、安全な
川づくり、
地域づくり

- 川づくり、地域づくりへの参画
⇒ 郷土への愛着、ふるさと意識の醸成
- “いい川”の新たな創出
⇒ おいしい川づくり、川ガキ養成講座

豊かな生活、
人生の実現